

別表2-2 (公益財団法人とくしま産業振興機構 起業力養成講座)

【拡充・特定創業支援事業】

市町村以外の者が実施する創業支援事業

実施する者の概要	
(1) 氏名又は名称	公益財団法人とくしま産業振興機構
(2) 住所	徳島県徳島市南末広町5番8-8号
(3) 代表者の氏名	理事長 酒池 由幸
(4) 連絡先	総合支援部 副部長 住友 健、主任 出葉 真悟 電話088-654-0103 FAX088-653-7910
創業支援事業の目標	
<ul style="list-style-type: none"> ・公益財団法人とくしま産業振興機構は、県内全市町村在住者に対し、年間延べ280人(定員20人×14回)を対象とする「起業力養成講座」を開催する。 ・本事業は平成18年度から実施しており、平成26年度は19人が受講している。今回各市町村及び市町村と連携する商工団体等と連携し、きめ細やかなフォローアップを図ることにより、受講者の約1割(2人)の創業実現を目指す。 ・本事業は、県内全市町村在住者を対象としているが、徳島市内で開催しているため、参加者の6割以上は徳島市在住者または徳島市での創業希望者である。 ・よって、本計画(松茂町)における本事業による支援対象は、市在住者に対してワンストップ相談窓口や広報等によるPR強化を図ることで、3人が受講することを目指し、そのうち1人の創業実現を目標とする。 ・支援対象者数 年間3人(松茂町目標)、創業者数 年間1人(松茂町目標) 	
創業支援事業の内容及び実施方法	
<p>(1) 創業支援事業の内容<起業力養成講座>【拡充・特定創業支援事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本的な創業ノウハウから実践的なマーケティングや事業計画まで幅広く、創業に必要な知識を網羅し、徳島大学と連携した「起業力養成講座塾」を開講し、創業を希望する者の経営力のレベルアップを目指す。 ・「起業力養成講座」は年1回開催し、1ヶ月以上の継続的な期間で実施する。 ・講師として、大学の教授はじめ、中小企業診断士・税理士等の士業、創業コーディネーター等を招聘する。 ・平成26年度は、以下全14回(1回1.5時間)の講座を、約4ヶ月間継続して実施した。なお講座の構成は、毎年度見直すこととする。 ・「起業力養成講座」のうち、本計画における「特定創業支援事業」の要件とする講座は、「経営・財務・人材育成・販路開拓」に関する必要な知識を習得でき、4回以上かつ1ヶ月以上の継続的な期間で実施するよう構成する。そのため講座の中から、上記の知識が習得できる講座を選定し、各講座を4つの分類(【経営】【財務】【人材育成】【販路開拓】)のいずれかに指定する(複数指定することも可。) ・特定創業支援事業の資格を満たす条件は、4つの分類からそれぞれ1つ以上の講座を受講(4回以上)し、かつ全体の4割超(平成26年度の場合、7講座以上)の出席をして4つの知識を身につけたと認められる受講者を「特定創業支援事業」を受けた者とする。 <p>※平成26年度 講座内容と分類</p> <ol style="list-style-type: none"> ①基調講演【経営】 ②独立型ベンチャー成功のための理論【経営】 ③会社法の解説【財務】 ④資金調達と資本政策【財務】 ⑤直接金融【財務】 ⑥間接金融【財務】 ⑦経営戦略とマーケティング【経営・販路開拓】 	

- ⑧企業会計の基礎知識【財務】
- ⑨会社経営の基礎【経営・人材育成】
- ⑩ビジネスプラン作成のポイント【経営・人材育成】
- ⑪製品開発と知的所有権【経営・販路開拓】
- ⑫ビジネスプラン作成実習【経営】
- ⑬ビジネスプラン作成実習【経営】
- ⑭ビジネスプラン発表

(2) 創業支援事業の実施方法

- ・市町村役場と連携し、広報誌・ホームページ・パンフレット等での広報等により、広く県民及び市町村民や創業希望者に周知を図る。
- ・本事業に関するホームページを立上げ、カリキュラム内容の情報発信を行う。また、参加者アンケートを実施し、2年目以降のカリキュラム等の改善に役立てる。
- ・受講者名簿の作成等により、創業支援者数を管理・把握し、設定した目標に対する事業の進捗状況を確認する。
- ・受講者に対し、予め市町村役場を含む創業支援事業者との情報共有や創業の実態調査等に利用することを説明し、本人の了解を得たうえで、個人情報の提供を受ける。
- ・提供された個人情報をもとに、市町村役場と創業支援事業者は連携して、ヒアリング等によるフォローアップを適時行うとともに、創業者数等の設定した目標に対する事業の進捗状況を確認する。

<特定創業支援事業証明書発行手順>

- ・特定創業支援事業の募集時に、予め、本事業が特定創業支援事業であり、要件を満たし「経営、財務、人材育成、販路開拓」に関する必要な知識を習得したと確認できる者については、特定創業支援事業を受けた者として、支援があることを周知する。
- ・受講の申し込み時に、受講者名簿を作成し、受講希望者に実態調査や証明書発行に利用することを説明した上で、受講状況を把握する。
- ・特定創業支援事業終了後、特定創業支援事業者は、受講証明書（氏名、住所、連絡先、支援日時、支援内容、「経営・財務・人材育成・販路開拓」に関する必要な知識を習得したと確認した内容等を記載）を作成し、本人に発行する。
- ・証明書の発行は、市町村役場が本人からの発行依頼に基づき、上記受講証明書等で確認して行う。
- ・証明書の発行後は、市町村役場は、申請書に記載された創業予定に基づき、創業の有無や実績報告等追跡調査を行う。

計画期間

平成27年7月1日～平成32年3月31日

変更箇所については、平成28年12月26日～平成32年3月31日

※本計画変更による特定創業支援事業に関わる証明書の発行については、第11回認定日以降の申請が対象となる。